### 研究成果報告書 科学研究費助成事業

平成 30 年 6 月 2 5 日現在

機関番号: 34305

研究種目: 基盤研究(B)(一般)

研究期間: 2012~2017

課題番号: 24330033

研究課題名(和文)司法のジェンダー公平性の確信のための裁判官に対する制度的支援の比較研究

研究課題名(英文)Comparative research on systematic assistance to judges for the confidence in

gender fairness of the judiciary

### 研究代表者

南野 佳代 (MINAMINO, Kayo)

京都女子大学・法学部・教授

研究者番号:60329935

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 12,200,000円

研究成果の概要(和文):本研究では、ジェンダー視点から公平な裁判の実現を目指して、裁判官が社会状況、 ジェンダー格差の現実、それらが裁判当事者に与える影響等を十分に理解し、検討するためには何が必要かを大

陸法圏、英米法圏、法継受国の諸制度と実践を調査・検討した。 ジェンダーに関する研修は、各国司法教育制度において、裁判官への組織的支援の一部として実施され、裁判官からも公平な司法行動に有効と評価され、国際的にも標準的研修であること、その内容は、法学だけでなく、隣接諸科学との緊密な協力によって更新されていること、それらは日本においても利用可能であることが明らか となった。

研究成果の概要(英文):Aspiring for gender fairness in the courts, we examined systems and practices in the countries of civil law, common law, and Asian countries which received western law systems, searching for the features by which judges are well informed, understand, and appreciate the realities of the social conditions, gender gaps, and the ways the parties and litigants are affected.

The findings are; judicial education and training on gender constitutes an important part of the systematic support provided for the judiciary; judges find the training useful and effective for the fair administration of justice; gender training is included in the education and training program based on the international standard; the contents of the gender training are revised and updated in close collaboration of lawyers, educators, and academics of the various disciplines relevant to legal studies; those programs and materials are applicable in Japanese context.

研究分野: 法社会学、ジェンダー法学、新領域法学

キーワード: 司法教育 ジェンダー法学

### 1.研究開始当初の背景

(1)本研究を計画した時点においては、法 曹に対する継続教育についての学術的研究 は司法制度改革審議会で必要性が論じられ、 重要性に関して一定の共通認識はあったも のの、それ以降の進展がほとんど見られない 状態であった。ことに、国際社会において重 要度が高まっていたジェンダーに関する継 続教育については、本研究に先立って研究代 表者らが海外の学会において報告を行った 結果、「ジェンダーと司法教育」(Gender and Judicial Education)の国際的研究協働グル ープが結成された。2012年の法社会学世界 大会に向けた同グループの設立趣意書には、 司法教育実践の文献・資料と経験が一定程度 蓄積され、学術的研究と普及の時機を得てい るとして、17 か国から 128 名の研究者と司 法教育者が参加した。ジェンダーに関する司 法教育は、国政的にみても重要かつ最新の研 究課題と位置付けられ、社会的な貢献もなし うるものとされていた。

(2)裁判官の行動規律の在り方として、従 来、司法組織内部の「官僚的統制」が行われ ているとする観点からの研究が行われてい た。(「統制モデル」)これに対して本研究に 先立つ科研研究により明らかとなった司法 教育の海外での事例は、司法当局は、裁判官 の倫理規定の明文化とともに、裁判官がより よい裁判をすることを制度的に支援するこ とによって行動を規律しようとする、いわば 「支援モデル」に基づき制度化され、裁判官 の自主性を重視して、学術研究との連携をと って実施されていることを示した。支援モデ ルによる司法行動の規律の可能性を探るこ とは、今後の日本での司法制度研究に、理論 面だけではなく、実践可能性の点からも新た な視点を提示するものと思われた。

### 2.研究の目的

(1)司法のジェンダー公平性に対する国民の信頼の基礎は、裁判官はジェンダーにかかわる社会的事実の理解とジェンダー公平性は司法が追及すべき価値理念であるとの確信をもって行動すると国民が認知していることを、裁判官に対する研修(司法教育)から検証することを、裁判官に対する研修と行動規範の制定に対する研修と行動規範の制定に対する研修と表判官の訴訟運営、裁判所運営を含む司法行動におけるシェンダー公平性を支援するパッケージと位、具体的な方法、効果等を大陸法圏、法継受国の調査を通じて明らかにすること。

### 3.研究の方法

(1)ジェンダーに関する司法教育研究の国際協働ネットワークの研究活動に参加し、世界的な基準の形成と評価にかかわりつつ調査を行う。

(2)司法教育機関の協力をえて、ジェンダーに関する教育の方法と内容を、研修現場の 観察、トレーナーのトレーニング方法まで具 体的に検討する。

(3)司法行動規程と行動の手引書について、 裁判官のニーズの取り込みと制定・作成過程 を調査する。

(4)教育研修と倫理、行動規程、手引書等について、裁判官からの評価を調査し、裁判支援システムが、社会状況認識についての裁判官の自己評価と客観的な公平性にどのようにかかわるのかを考察する。

### 4.研究成果

(1)出版物等については、後掲の通りである。これらのうち、"Gender and Judging"は、広く裁判官と司法研修機関にも共有されたと思われる業績である。特に、国際司法研修機関の機関紙 Judicial Education and Training5号 pp.69-80 (2016)掲載の論文(The Honourable Justice John Basten, "Judicial education on Gender Awareness in Australia")において、MINAMINOの論文が参照されている。

(2)学会発表については、後掲のほか、

2013年5月の日本法社会学会において、 ジェンダーと法の課題に関するミニシンポ ジウムを行った。

2013 年 RCSL トゥルーズ大会において、ジェンダーと法に関するセッションをコーディネートし、司会を務め、報告も行った。研究組織からは、代表者(南野) 分担者(手嶋) 連携研究者(岡野、渡辺) 研究協力者(内藤)が報告をおこなった。

2015 年は日本法社会学会において、「ジェンダーと法の理論」という全体テーマのもと、合計3つのシンポジウムを企画・実施した。それぞれのテーマは「ジェンダーと法の理論」、「平等のジェンダー法理論」、「権利の実質化の条件」である。本科研の代表者(南野)、分担者(澤、手嶋)、連携研究者(岡野、三輪)が報告を行った。

(3)国際シンポジウムとワークショップ (日本語名称「京都国際フォーラム」) の開 唯

京都女子大学において、2014 年 4 月 12 日、13 日に Kyoto International Conference on Judicial training for Gender Fairness in the Courts を、高等裁判所元裁判官(日本)司法教育機関代表(豪)最高裁判所裁判官(豪)司法教育教官(独、豪)を招聘して実施した。12 日はシンポジウム形式、13 日はワークショップ形式で実際のジェンダー研修を行った。国内外の法学研究者、法務研究科教員、弁護士など 46 名が参加した。この成果は、後掲の論文のほかに、教材として法務研究科において法曹養成課程で活用されている。

# (4)国際共同研究の実施

韓国女性政策研究院と京都女子大学、本科研研究との共同研究の成果として、韓国と日本においてそれぞれ国際シンポジウムを行った。韓国においては国会の「女性家族委員会」委員長とも共同して2016年8月25日に勧告国会議員会館において「ストーカー被害実態

及び法的対応」を開催し、手嶋と南野が報告 を行った。2017年には京都女子大学において、 「日本と韓国の男女雇用平等法制の成果と 課題」を開催し、南野、手嶋が報告を行った。 (5)上記以外にも、裁判官、司法、裁判所

運営等にかかわる国際会議、米国の裁判官研 修者の研修等にも参加し、幅広く司法教育に 関する知見を収集した。

(6)成果として明らかになった主要なもの は、以下のようである。

国際司法教育研修機関においては、大会 のたびにジェンダーにかかわるセッション がもたれるだけでなく、各種研修や運営にか かわるセッションにおいても、ジェンダーは 必ず言及されるトピックとなっている。つま り、ジェンダー研修は世界的に標準的な研修 内容である。

調査を実施した大陸法圏(ドイツ、イタ リア、フランス)においても、英米法圏(米 国、カナダ、オーストラリア)においても、 また、法継受国(韓国、台湾)においても、 なんらかの形でジェンダー研修は年間研修 カリキュラムに複数単位組まれていること。 裁判官へのニーズ調査、研修のフィードバッ クなどにより、改善・拡充されている。ほか に、市民からの苦情申し立て制度もカリキュ ラム編成に活用されている。

実施担当者は、法学研究者、裁判官、司 法教育専門家であるが、いずれも、社会科学 的知見をベースにした現状認識、認知科学的 知見によるバイアスの自覚化、アクティビテ ィ、ワークショップなどの、成人専門職を対 象として構築された教授方法がとられてい

裁判官からは、これらは公平に任務を遂 行する上で有用であり、国民全体の半分の状 況を公平に評価できるかという極めて重要 な課題への支援となっていると評価されて いる。

研修提供者はトレーナー、企画実施担当 者も含め、多様な研修機会をとらえて積極的 に最新知見を、法律・判例・法学研究のみな らず、ジェンダー、司法行動研究等において も習得し、裁判官委対するトレーナーとして 研鑽を積んでいる。

### 5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

### 〔雑誌論文〕(計 8件)

岡野八代、関係性アプローチと法理論、 法社会学、82号、2016、22-39 査読無 手嶋昭子、ジェンダー不平等とドメステ ィック・バイオレンス、法社会学、82号、 2016、93 - 110 查読無

三輪敦子、「権利アプローチ」と個々人の エンパワメント、法社会学、82号、2016、 128 - 139 査読無

<u>澤敬子</u>、司法におけるジェンダー・ダイ バシティと権利の実質化、法社会学、82 号、2016、140 - 153 査読無 南野佳代、法曹継続教育とジェンダー、 ジェンダー法研究、1号、2014、43-74 <u> 查読無</u>

MINAMINO, Kayo, Introducing gender training in judicial education in Japan to support the judiciary, International Journal of the Legal Profession、查読有、Vol.21、No.3、2014、 297-306

WATANABE, Chihara, Japanese Judicial Education: working toward gender equality in the judiciary 、 International Journal of the Legal Profession、查読有、Vol.21、No.3、2014、 307-318

南野佳代、司法におけるジェンダーバイ \_\_\_\_ アスへの取組みと司法教育、法社会学、 77 巻、2012、271 - 296 査読無

[学会発表](計 10 件) 南野佳代、Problems with Japan's employment equality law system from the perspective of gender bias in the judiciary Asian Law and Society Association, 2017

<u>手嶋昭子</u>、The role of courts on regulation of stalking in Japan, Asian Law and Society Association, 2017 南野佳代、First women professors in Japan 、 RCSL Women in the legal profession Working Group, 2016 南野佳代、「ジェンダーと法の理論」企画 趣旨、日本法社会学会、2015 南野佳代、Access to justice/Access to gender justice, RCSL Toulouse 2103 南野佳代、Failure of Successful conciliation? A cause for the conduct oriented gender education for the judiciary in Japan 、 RCSL, LSA, JASL Conference, 2012

渡辺千原、Japanese judicial training programs and their approach to gender issues as women's human rights, RCSL, LSA, JASL Conference, 2012 三輪敦子、Long and winding road to gender-fair justice in Japan-on a recent decision of the Supreme court, RCSL, LSA, JASL Conference, 2012 坂野一生、 Gender and judicial education in Cambodia, RCSL, LSA, JASL Conference, 2012

### [図書](計 2 件)

南野佳代 他、信山社、性暴力被害の実 態と刑事裁判、2015、193、(163 - 180) MINAMINO, Kayo 他、 Gender and Judging、 Hart Publishing, 2013, 665, (553 - 555)

[その他]

## ホームページ等

### 6. 研究組織

# (1)研究代表者

南野 佳代 (MINAMINO, Kayo) 京都女子大学・法学部・教授 研究者番号:60329935

## (2)研究分担者

澤 敬子 (SAWA, Keiko) 京都女子大学・現代社会学部・准教授 研究者番号: 60340444

手嶋 昭子 (TEJIMA, Akiko) 京都女子大学・法学部・教授 研究者番号: 30202188

### (3)連携研究者

三輪 敦子 (MIWA, Atsuko)アジア・太平洋人権情報センター所長研究者番号: 90414119

藤本 亮 (FUJIMOTO, Akira) 名古屋大学・法学部・教授 研究者番号: 80300474

渡辺 千原 (WATANABE, Chihara)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号: 50309085

岡野 八代 (OKANO, Yayo) 同志社大学・グローバルスタディーズ研究 科・教授 研究者番号: 70319482

髙井 裕之 (TAKAI, Hiroyuki) 大阪大学・法学研究科・教授 研究者番号: 80216605

大塚 浩 (OHTSUKA, Hiroshi) 奈良女子大学・生活環境学部・准教授 研究者番号: 30324958

# (4)研究協力者

内藤 葉子(NAITO, Yoko)

坂野 一生 (SAKANO, Issei)